

○競争的資金に係る間接経費の使用に関する基準

平成28年2月22日

基準第2号

(目的)

第1条 この基準は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)平成26年5月29日」(以下、「共通指針」という。)に基づき、拓殖大学(以下、「本学」という。)における競争的資金に係る間接経費の取り扱い方針について必要事項を定める。

(定義)

第2条 間接経費とは、直接経費に対する一定比率で手当されることで、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(使途)

第3条 間接経費は、次の事業等に充てるものとし、具体的使途は「別表」のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善事業
- (2) 本学全体の機能向上事業
- (3) 競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

(繰り越し)

第4条 間接経費は、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。

(研究者の転出等に伴う返還)

第5条 間接経費は、未使用額がある場合に限り配分機関に返還することがある。ただし、当該競争的資金配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

(実績報告)

第6条 間接経費は、毎年度の使用実績に応じて、翌年度6月30日迄に当該競争的資金配分機関に報告する。

(執行及び所管)

第7条 間接経費は、学長の責任の下で計画的かつ適正に執行すると共に、使途の透明性を確保しなければならない。

- (1) 総務部総務課は実績報告書等を作成し、配分機関に報告するものとする。
- (2) 実績報告書等を配分機関に報告するにあたり、総合企画部経理課はその経費処理の適切性について確認するものとする。

(取り扱いの変更)

第8条 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、この基準は随時見直すこととする。

附 則

この基準は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

「別表」

間接経費の主な使途の例示(「共通指針」の例示に準拠)

本学において、競争的資金による研究の実施に伴う管理等に必要な経費のうち以下のものを対象とする。

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - (イ) 管理事務の必要経費
人件費、消耗品費、旅費交通費、用品費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、会合費、手数料・報酬、保守営繕費、雑費、機器備品等
- (2) 研究部門に係る経費
 - (ア) 共通的に使用される物品等に係る経費
消耗品費、旅費交通費、用品費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、会合費、資料雑誌費、手数料・報酬、保守営繕費、雑費、機器備品等
 - (イ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、消耗品費、旅費交通費、用品費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、会合費、手数料・報酬、保守営繕費、雑費、機器備品等
 - (ウ) 特許関連経費
 - (エ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
 - (オ) 実験管理施設の整備、維持及び運営経費
 - (カ) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - (キ) 設備の整備、維持及び運営経費
 - (ク) ネットワークの整備、維持及び運営経費等

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ア) 研究成果展開事業に係る経費

(イ) 広報事業に係る経費等

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善及び本学の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、学長が必要な経費と判断した場合に執行することがある。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。